

事 務 連 絡 令和 2 年 6 月 2 日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

# 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の 予防に配慮した業務の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、各特定行政庁及び各所管行政庁並びに各指定機関に対し、緊急事態宣言解除後の業務の実施にあたって引き続き留意するべき事項について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

### 【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 髙木、山田

TEL: 03-5253-8513

国住指第594号令和2年5月29日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

# 国土交通省住宅局建築指導課長 (公印省略)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した 建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について」(令和2年3月31日付け国住指第4650号)により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も建築確認検査業務等の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁、所管行政庁に対してこの旨周知いた だきますようお願いいたします。

また、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しては、別添のとおり通知していますので、参考にお知らせいたします。

※「非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査 業務等の実施について」(令和2年5月28日付国住指第583号)は廃止する。

記

建築確認検査業務等の実施にあたっては、業務時における換気や咳エチケットの徹底等を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付、審査時等の電話やテレビ会議等による情報の確認等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。

以上

#### 【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 髙木、山田

TEL: 03-5253-8513

国住指第596号令和2年5月29日

各指定確認検査機関(大臣指定) 各指定構造計算適合性判定機関(大臣指定) の長 殿 各指定認定機関 各指定性能評価機関

国土交通省住宅局建築指導課長 (公印省略)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した 業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について」(令和2年3月31日付国住指第4650号)により協力をお願いしたところですが、緊急事態宣言解除後も引き続き業務の実施にあたっては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

なお、地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関、指定構造計算 適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

※「非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について」(令和2年5月28日付国住指第585号)は廃止する。

記

1. 業務の実施にあたっては、業務時における換気や咳エチケットの徹底等を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付、審査時等の電話やテレビ会議等による情報の確認等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。

2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより、業務規程に定める緊急を要する場合として休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、この際、申請者等からの電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

## 【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

(指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関)

小川、畑中 TEL: 03-5253-8933

(指定認定機関)

髙木、山田 TEL: 03-5253-8513

(指定性能評価機関)

岡野、狩野 TEL: 03-5253-8513